

第1章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

なお、本計画は、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」（以下「国の基本指針」という。）に即して策定しています。

2 根拠法令

障害者総合支援法第89条第1項
 児童福祉法第33条の22第1項

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年

4 区域の設定

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、栃木県障害者計画で設定した障害保健福祉圏域と同一の6つの圏域を設定します。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

【栃木県障害保健福祉圏域図】



5 計画の達成状況の点検及び評価

○PDCAサイクルの導入

- ・計画に盛り込んだ目標値等について、少なくとも年1回は実績を把握するほか、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- ・中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）

I 令和5年度（2023）の目標

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

- 栃木県では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業等を、障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ適切かつ効果的に提供することを促進し、障害者支援施設から地域生活への移行^{※1}を進めます。
- 本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、令和2（2020）年3月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、令和5（2023）年度末までに地域生活に移行する者の目標を次のとおり定めます。
- 本目標の達成に向けて、就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。

【障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標】

項目		目標	考え方
R2. 3. 31 時点の入所定員(A)		2,184人	都民施設 ^{※2} を除いた、障害者支援施設の定員総数
R5 年度 目標	地域生活移行者数 (R5年度末までの累計)	32人	(A)の約1.5%
	入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮する

〈目標設定の考え方^{※3}〉

- ・ 地域生活への移行の実績や全国平均に比べて重度者の割合が高いこと等本県の実情を踏まえ目標を設定しています。

〈参考〉第5期計画における実績

	目標	平成30年度	令和元年度
入所定員	2,169人	2,186人	2,184人
地域移行者数（累計）	57人	8人	15人

※1 地域生活への移行とは、「障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅に移すこと」です。

※2 東京都民が入所することを目的として設置された障害者支援施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除きます。